

草津市建設工事指名選定基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事の適正な施工の確保と公正な発注を行うため、草津市契約規則（平成6年規則第10号）、草津市建設事業審査委員会設置規程（昭和46年訓令第8号）に定めるもののほか、草津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）についての契約に係る指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定める。

(指名選定)

第2条 指名業者の選定は、土木一式工事（土木一式工事）、土木一式工事（水道施設工事）、建築一式工事（建築一式工事）、舗装工事（舗装工事）、電気設備工事（電気工事）、給排水冷暖房工事（管工事）および造園工事（造園工事）については、別表1に掲げる契約予定金額にしたがって、別に定める格付基準により格付区分に格付された者を選定する。

また、格付を行わない業種における市内建設業者については、別表1に掲げるその他工事の契約予定金額にしたがって選定する。

2 より一層の競争性の向上を図るために、指名業者数を拡大する場合は、格付区分の直近上位、下位の区分から業者を選定することができることとし、この場合は、別表2に掲げる請負工事適用範囲にしたがって選定する。

3 市内建設業者のみでは入札における競争環境が整わないと思料される場合には、前各項の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

(緊急または特殊工事)

第3条 特に緊急を要する工事および特殊の技術または機械を要する工事については、前条の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

付 則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年5月21日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 項関係）

格付区分および請負工事標準額

土木一式工事（土木一式工事）

格付区分	契約予定金額
A	3, 5 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満
B	1, 5 0 0 万円以上 3, 5 0 0 万円未満
C	2 0 0 万円を超え 1, 5 0 0 万円未満

土木一式工事（水道施設工事）

格付区分	契約予定金額
A	2, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円を超え 2, 0 0 0 万円未満

建築一式工事（建築一式工事）

格付区分	契約予定金額
A	2, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円を超え 2, 0 0 0 万円未満

舗装工事（舗装工事）

格付区分	契約予定金額
A	2, 5 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満
B	1, 5 0 0 万円以上 2, 5 0 0 万円未満
C	2 0 0 万円を超え 1, 5 0 0 万円未満

電気設備工事（電気工事）

格付区分	契約予定金額
A	2, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円を超え 2, 0 0 0 万円未満

給排水冷暖房工事（管工事）

格付区分	契約予定金額
A	2, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円を超え 2, 0 0 0 万円未満

造園工事（造園工事）

格付区分	契約予定金額
A	5 0 0 万円以上 2, 5 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円を超え 5 0 0 万円未満

（その他工事）

格付区分	契約予定金額
—	2 0 0 万円を超え 2, 0 0 0 万円未満

別表 2（第 2 条第 2 項関係）

格付区分および請負工事適用範囲

土木一式工事（土木一式工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2, 0 0 0 万円以上	7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	5, 0 0 0 万円未満
C	2 0 0 万円超	2, 0 0 0 万円未満

土木一式工事（水道施設工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2 0 0 万円超	7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	5, 0 0 0 万円未満

建築一式工事（建築一式工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2 0 0 万円超	7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	7, 0 0 0 万円未満

舗装工事（舗装工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2, 0 0 0 万円以上	7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	5, 0 0 0 万円未満
C	2 0 0 万円超	2, 0 0 0 万円未満

電気設備工事（電気工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2 0 0 万円超	7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	5, 0 0 0 万円未満

給排水冷暖房工事（管工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2 0 0 万円超	7, 0 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	5, 0 0 0 万円未満

造園工事（造園工事）

格付区分	適用範囲	
	下限	上限
A	2 0 0 万円超	2, 5 0 0 万円未満
B	2 0 0 万円超	2, 5 0 0 万円未満